



平成27年5月21日

各 位

会 社 名 ア マ テ イ 株 式 会 社
代 表 者 名 代表取締役社長 秋元 直行
(東証第二部 コード番号: 5952)
問合せ先責任者 取締役経営管理本部長 石野 栄一
(TEL: 06-6411-1236)

内部統制システム構築の基本方針の一部改定に関するお知らせ

当社は、平成27年5月21日開催の取締役会において、「内部統制システムの整備に関する基本方針」の一部改定を決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

主として「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)及び「会社法施行規則等の一部を改正する省令」(平成27年法務省令第6号)が平成27年5月1日に施行されたことを踏まえ改定するものであります。

記

当社は、会社法第362条第4項第6項及び会社法施行規則第100条に基づき、業務の適正性を確保するための体制の整備を行うための基本方針を定めて、内部統制システムを構築し運用する。

取締役会の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

①取締役及び使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

- 1) 当社及び子会社は、取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合し、かつ社会的責任を果たすため「企業行動基準」を定め、全取締役及び従業員に周知徹底する。
- 2) 体制を機能させるため、代表取締役社長を委員長とするコンプライアンス・リスク管理委員会を設置し、管理部門担当の取締役をコンプライアンス・リスク管理担当取締役として選任し、年1回以上コンプライアンス・リスク管理委員会を開催する。各担当取締役は各業務のコンプライアンス・リスクを分析し、対策を具現化する。
- 3) 監査室は内部監査規程に基づき内部統制監査を実施し、コンプライアンスの徹底を図るとともに、財務報告に係る内部統制を整備、運用し、それを評価する体制を構築する。

②取締役の職務の遂行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- 1) 当社及び子会社は「文書管理規程」に基づき、取締役の職務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体に記録し、適切に保存及び管理する。
- 2) 取締役及び監査役は、必要に応じて当該文書を閲覧できるものとする。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- 1) 当社及び子会社は、リスク管理に係る基本的事項を定めたリスク管理規程を制定し、組織横断的リスク状況の監視並びに全社的対応を図る。
- 2) コンプライアンス・リスク管理委員会において、リスク領域毎のリスクを洗い出し、予防的な対策を具体化するなど総合的な管理体制をとる。

④取締役の職務の遂行が効率的に行われることを確保するための体制

- 1) 当社は、取締役が営業本部、生産本部、経理管理本部の責任者として業務遂行しており、経営方針の周知徹底と同時に事業計画の遂行を効率的に行える体制をとっている。また、定例の取締役会を年6回開催し、重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監督を行うほか、原則、毎週1回常勤役員による役員連絡会議を開催し、経営課題の解決を迅速に図っている。

⑤当社並びにその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- 1) 当社は、子会社のコンプライアンス体制やその他の業務の適正を確保するための内部統制システムを整備し、財務報告の信頼性を確保するために、指導及び支援を行う。
- 2) 子会社の事業運営については、子会社の独立性を確保しつつ、当社の取締役(平成27年3月31日現在子会社の取締役を3名が兼務)は、子会社の開催する取締役会に出席し、決算の把握、重要事項の審議等を行い、子会社の業務執行を監督する。

- 3) グループ監査の一貫として、会計監査人による監査を実施する。
- 4) 当社の監査役は、子会社の決算期末並びに第2四半期末の決算監査を実施する。
- 5) 当社及び子会社との間で不適切な取引又は会計処理がなされるよう子会社との情報交換を行う。

⑥監査役の職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制

- 1) 監査役の職務を補助すべき従業員を置くことを監査役から求められた場合、主に監査室所属の従業員（以下、監査室員とする）が対応する。
- 2) 監査役より監査業務に必要な命令を受けた監査室員は、その命令に関して取締役等の指揮命令を受けない。
- 3) 取締役は、監査役より監査業務に必要な命令を受けた監査室員が監査役の命令事項を実施するために必要な環境の整備を行う

⑦監査役会の職務を補助すべき使用人の取締役会からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- 1) 当社は、監査室に監査役会を補助する監査室員を置き、当該従業員の人事等については、人事担当取締役と監査役会とで意見交換を行う。
- 2) 監査室員の任命・異動については、監査役会の同意を得て実施し、監査室員は、職務の兼務を妨げられないが、監査役会は、兼任職務内容の変更を請求することができる。

⑧当社及び子会社の取締役及び使用人が当社監査役に報告するための体制及び報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

- 1) 取締役及び従業員、並びに子会社の取締役、監査役及び従業員又はこれらの者から報告を受けた者は、監査役から業務執行に関する事項の報告を求められた場合には、遅滞なく監査役に報告を行う。
- 2) 取締役及び従業員、並びに子会社の取締役、監査役及び従業員又はこれらの者から報告を受けた者は、監査役に対して、法令・定款に違反する事実、当社及び子会社等の会社に著しい損害を与える恐れのある事実を発見した場合には、当該事実に関する事項を遅滞なく監査役に報告を行う。
- 3) 当社は、監査役への報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を当社及び子会社の取締役及び従業員に周知徹底する。

⑨その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- 1) 監査役は、会計監査人、監査室、子会社の監査役、また、必要に応じて顧問弁護士との情報交換に努めるとともに、連携して当社及び子会社の監査の実効性を確保するものとする。
- 2) 監査役会は、代表取締役との定期的な意見交換会を開催するとともに、必要に応じて、会計監査人、取締役、監査室等の従業員その他の者に対して報告を求めることができる。
- 3) 当社は、監査役がその職務を執行する上で必要な費用を請求したときは、当該費用が職務の執行に必要なでないと認められる場合を除き、速やかに当該費用を処理する。

以上